

法人 IC カード規定

1. (IC カードの利用)

(1) 法人 IC カード (以下「IC カード」といいます。) は、次の取引に利用することができます。

(2)

- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等 (以下「提携先」といいます。) の現金自動預金機(現金自動入出金機を含みます) を使用して普通預金、決済用預金 (以下「預金」といいます) に預入れる場合。
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払い業務の提携先の現金自動支払機 (現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。) を使用して預金から払戻す場合。
- ③ 当行の現金自動入出金機を使用して預金間振替をする場合。
- ④ その他の当行が定めた取引を行う場合。

2. (IC カードの管理等)

(1) IC カードは、届出の代表者および代理人 (1 名に限ります。) が使用し、IC カードおよび IC カードを使用する暗証番号は、使用者が責任をもって管理してください。IC カード使用・暗証番号の管理上の過失・偽造・盗用・不正使用その他の事故により生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。なお、IC カードの暗証番号に関してのお問い合わせについてはご回答できません。

(2) IC カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

3. (規定の適用)

この規定に定めのない事項について、当行普通預金規定、かなぎん IC キャッシュカード規定により取扱います。

4. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上